

第9節 平成8年度の税制改正

1 政治経済の動向

政府税制調査会は平成7年12月15日に「平成8年度の税制改正に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。政府は答申を受け、12月20日に「平成8年度税制改正の大綱」を取りまとめ、平成8年1月12日に「平成8年度税制改正の要綱」を閣議決定している。税制関連法案は国会に提出され、3月29日に成立している。

この税制改正に至る平成7年は、社会的には1月17日に阪神・淡路大震災が起き、3月20日にはオウム真理教によるサリン事件が起きるなど、日本を震撼させる出来事の続いた年であった。税制はそうした出来事に機敏に対応している。阪神・淡路大震災の被災者には、平成7年度の税制改正で述べたように、平成6年分の所得から震災被害に係る雑損控除を認めるなど機敏な対応がなされた。また、平成8年度改正では、(後述のとおり)オウム真理教のサリン事件を契機に、宗教法人を含む公益法人の課税の在り方の見直しも行われている。政治・経済においては、バブル崩壊後様々な問題が顕在化してきたのがこのころである。ここでは、まず平成8年度改正をとらえる上で重要な政治・経済の動向について述べる。続いて、平成8年度税制改正の背景について述べた上、政府税制調査会の答申内容を検討する。以上を基に実現した税制改正の概要について述べる。

政治的には、平成7年を通じて、自・社・さきがけが連立して政権を担っていた。野党側では、平成6年12月に新生党、民社党や公明党の一部などが合併して新進党が発足、党首に海部俊樹、幹事長に小沢一郎が選出されている。社会党は細川連立政権の時から新党結成の動きがあったが、阪神・淡路大震災の起きた日に会派離脱騒動が起きるなど不安定な状態が続いていた。平成7年7月23日の参院選では、そうした党内事情を反映して社会党が大きく議席を落とす一方、自民党は議席を増やしたが、この選挙で躍進したのは新進党であった。選挙後、自民党は9月29日に総裁選を行い、橋本龍太郎が小泉純一郎を破って

新総裁となっている。

経済では、バブル期の好景気は平成3年度になると減速を始め、その後平成5年度にはマイナス成長となる。そうした中であって、本書でも既に述べたように、平成6年2月の細川・クリントンの日米首脳会談においても包括協議の合意に達することができなかった。また経済実態からみても、アメリカの、対日貿易赤字を含む経常赤字に改善が見られなかったことを背景に、円高が進んでいった。そこにメキシコ通貨危機が加わり、平成7年に入ると円高は更に進み、4月19日には1ドル79円75銭に達した。

その後、アメリカでは「強いドルがアメリカの国益」との考え方が明確に打ち出され、日米欧のドル買い共調介入も行われた。また、並行して日本単独の為替介入、公定歩合の引下げ（1%から0.5%）や大規模な経済対策を断行していく中、平成7年9月には、同年1月から8か月ぶりに1ドル100円の水準に戻った。¹⁾ それ以降、1ドル100円を下回る水準で推移し、平成10年8月11日には147円41銭まで下がることになる。平成7年の秋以降から経済は長い不況から脱出して、平成9年の第1・四半期ごろまで、バブル崩壊後としては高い成長を継続することができた。

このようにマクロ経済でみればバブル崩壊後、3年を超える不況にもようやくやっと曙光が射し始めていた。しかし、内部に目を転じると、度重なる大型経済対策の結果、財政状況は悪化していった。これに対して、平成7年11月14日、武村蔵相は「平成8年度の歳入不足の見込み額は、建設国債を9兆円近く発行したとしても、なお11兆5000億円にも及ぶ」との見通しを示し、当初予算としては平成2年度以来7年ぶりに特例公債を発行することになるとの「財政危機宣言」を行っている。

一方、バブル期の不良債権は金融機関の破綻という目に見える形となって人々の前に姿を現した。平成6年12月の東京協和・安全信用組合の経営破綻、それとほぼ同時にこの2信用組合の乱脈融資に絡んで大蔵省幹部への過剰接待が明らかとなる。平成7年に入っても7月に東京都のコスモ信用組合、8月に兵庫銀行、木津信用組合など銀行破綻が続き、9月には大和銀行ニューヨーク支店の巨額損失事件が発覚している。そうした中、平成8年度予算編成の最後の段階で、突如、住宅金融専門会社（以下では、「住専」と表記することがある。）の不良債権処理のために6850億円の財政資金を「緊急金融安定化資金」として

支出することが決定される。

国庫からの支援金がこの額になった経緯は次のとおりである。住専の借入金13兆円のうち回収不可能額は6兆3000億円である。そのうち、住専の設立母体行が3兆5000億円の債権額全部を、一般金融機関も1兆7000億円の債権を放棄する。それでも残る1兆1000億円のうち、農林系金融機関が5300億円を負担し、残りを財政資金で埋め合わせる。²⁾ 以上が住専債務処理のスキームであるが、実態は不良債権を母体行を中心として引き受けさせる際、住専の有力な貸し手の一つであった農林系金融機関の引受額を巡って話し合いがつかず、埋め切れなかった部分を財政資金に求めたものであった。

住専の不良債権を税金で補填することに対して、世論は猛反対であった。そうした中、政治的混乱が増していった。まず、平成8年度の予算編成が終わると篠沢恭助大蔵事務次官が人心一新を理由に辞任を表明した。次官就任後、わずか7か月であった。そして、平成8年に入ると、村山首相は、「元日に青空を見ながら、自分なりにいろんな事に思いを巡らした」という発言とともに1月5日に総理大臣を辞任、同時に武村正義大蔵大臣もその職を辞した。このように平成8年度予算の編成が済んで、国会審議を迎える矢先にその最も重要な当事者達が姿を消すことになった。代わって、平成8年1月11日に橋本内閣が発足、大蔵大臣は久保亘（社会党）、官房長官には梶山静六が就任した。1月19日、社会党は社会民主党（社民党）に改名、村山富市が委員長に選出された。

住専の不良債権処理を巡って、住専予算の修正を求める野党議員は国会で座り込みを行うなど徹底した審議拒否を行った。その後ようやく、「予算書の総則に第16条を追加し緊急金融安定化資金の6850億円については、制度を整備した上で措置する」などの約束を与野党間で取りつけた上、5月10日に予算成立に至った。

〔注〕

- 1) この時期の通貨政策については、「『国際マネーの攻防』榎原英資回想記 介入と市場心理」（『読売新聞』平成11年9月17日朝刊）、「『国際マネーの攻防』榎原英資回想記 1ドル=100円の壁」（『読売新聞』平成11年10月10日朝刊）を参考にした。
- 2) 財政資金には、預金保険機構への出資金50億円が含まれている。

2 税制改正の背景

既にその成立の背景を含めて述べてきたように、所得税減税と消費税増税の一体処理は平成7年度の税制改正で決定されている。これは、平成6年度の特別減税を含む平成8年度までの3年先行減税と平成9年度からの消費税率の引上げを一体で定めたものである。平成7年度では、減税規模が平成6年度と同等になるように恒久減税に加え特別減税が行われたが、平成8年度改正においても景気回復を確実なものとするために、平成7年度に行われた特別減税を継続することとされた。平成8年度税制改正による減収額の総額は、初年度ベースと平年度ベースでそれぞれ1兆6080億円と1兆5680億円であるが、このうち所得税特別減税による減収額は1兆4050億円であるので、平成8年度改正による減収額のほとんどの部分は所得税減税によることがわかる。

以下では、この所得税と消費税以外の改正について、平成8年度税制改正の背景を当時主税局長であった薄井信明（主税局長在任期間：平成7年5月～平成10年1月）の口述記録などを参考にしてみていくことにする。公益法人課税、土地関連税制として地価税と土地譲渡所得課税、証券関係税制として有価証券取引税及び取引所税の順に述べる。

公益法人課税について薄井は、地下鉄サリン事件との関連に触れながら、次のように語っている。¹⁾「地下鉄サリン事件は、まさに「事件」そのものなのですが、これも税制論議、そして税制改正にも関係してきました。オウム真理教をめぐっては、事件前から何かと話題を呼んでいましたが、この事件を契機として、宗教法人課税のあり方が厳しく問われました。オウム真理教への課税自体は国税当局の問題ですが、宗教法人課税のあり方となると、すべての宗教法人に関係しますし、ひいては公益法人課税一般にも関係してきますので、その対応には苦勞しました。国会でも何回か取り上げられ、答弁も求められました。

平成8年度税制改正で、年間収入5000万円超の公益法人等について、収益事業を営んでいなくても、収支計算書を提出することを義務付けました。公益法人等には、財団法人、社団法人、学校法人等のほか宗教法人も含まれます。技術的な改正に見えますが、宗教法人はこの改正を宗教活動の中身の公表につながる厳しい措置と受け止めたようです。しかし、当時の世論は、オウム真理教

を宗教法人と認めた宗教法人制度そのものに強い怒りをぶつけていましたので、国会は大きな問題もなく通りました」。

このように公益法人課税の厳正化は、オウム真理教のサリン事件が引き金の一つとなっていることを薄井は指摘している。続いて薄井は、土地問題の切り札として広く国民に支持された地価税やそのほかの土地関連税制も、バブル崩壊後すっかり風向きが変わってきたと、その様子を次のように述べている。「地価税」は、社会問題化していた「地価の異常な高騰」への対応策の目玉として、自民党単独政権時代に創設された税です〔平成3年度〕。世の中が地価の高騰にあきれ、それを抑える妙薬として「地価税」が圧倒的な支持を受けたのです。…（中略）…「地価税」はこのような追い風を受けて創設されただけに、地価が下がり始め土地取引が止まると、風向きは一転して強い逆風になりました。「地価税」に対する熱が瞬く間に冷めて、この税を生んだ自民党税調でも、「地価税」に対して否定的な声が出てきました。…（中略）…「地価税」以外の土地関連税制、たとえば土地譲渡益課税制度も、平成3年度改正で重課の方向に大きく傾いていましたので、地価が下落傾向に転じると、振り子が戻るように、いやそれ以上に負担の軽減の方向にゆり戻しの力がかかってきました。私の局長時代は、まさに揺り戻しの時期にぶつかり、毎年度、負担軽減要望と格闘させられました」。

具体的な改正の背景と内容については、次のような説明がされている。「自民社」政権になってからの平成6年末の7年度税制改正作業及び7年末の8年度税制改正作業で、自民党は、「地価税」の廃止又は縮減を強く主張しました。ただ、社会党は「地価税」堅持の姿勢でしたから、7年度税制改正作業では、与党大綱に、「平成8年度税制改正において結論を得るべく努力する」と付記することでなんとか収まりました。7年末には、この大綱を根拠に、自民党と社会党の間で激しい議論の応酬があり、結局、税率0.3%を0.15%に半減することで決着しました。それでも自民党には強い不満が残り、2年後の平成10年度改正において、「地価税」の課税が10年以降停止されることとなりました。法律上は、「租税特別措置法」の規定で「当分の間、地価税を課さない」とされたわけで、その意味では、現在も「地価税法」自体は法律として残っています」。そして、地価税の全般的な評価として、「主税局は、初めから、「固定資産税が本来の機能を発揮するのならば、国税としての土地保有課税はいらない」とい

う考えでしたから、「地価税」は、いずれは凍結ないし廃止される運命の税金だったのです」と述べている。

そのほかの土地関連税制もバブル崩壊後の状況は同様であった。すなわち、「土地譲渡所得課税についても、先ほど触れましたように、平成3年度の改正で重課されました。そうすることが土地税制としても課税の公平の観点からも適切である、と考えられたのです。ところが、そうした措置がとられた頃から地価が下がり始めていたわけでして、次第に重課はおかしいという議論が強くなってきました。そこで、平成8年度改正で、税率を重課前に近い姿にまで戻すことになりました。ところが、その後も地価の下落に歯止めがかからず、10年度改正で、もう一段の負担軽減を余儀なくされました。小渕政権になってからの11年度改正では、これに加えさらに減税が行なわれました」。

このように地価の下落に伴って地価税は税率を引き下げられ、平成10年度改正で課税が停止されるに至る。土地譲渡所得課税はバブル期前よりも課税の軽減がなされた。土地関連税制の軽減と並行して証券税制の見直しの声も高まっていった。この点について薄井は、「株価が低迷するたびに、あるいは経済動向に陰りが見られるたびに、「有取税」〔有価証券取引税〕の負担軽減・廃止要望が強烈に出てきました。…(中略)…株式譲渡益が分離課税とはいえ原則課税になっていたことも、「有取税」に対する風当たりを強くしたのだと思います。主税局は、株式等譲渡益に対する税負担がもっと本格的なものにならなければ「有取税」の負担軽減等には応じられないと主張し、平成7年末の8年度改正作業で、株式譲渡益課税の強化とのセットで税率の引き下げに踏み切りました。「有取税」の税率の「千分の3から千分の2.1への引き下げ」と株式譲渡益のみなし利益率の「5%から5.25%への引き上げ」のセットです。いずれも、10年3月末までの時限措置でした。ともかく、筋は通せたというのがこのときの実感でした」。

なお、薄井は「〔取引所税〕は先物取引に対する課税制度でして、戦前からあった歴史の長い税金です。「有取税」とちょっと性質は違うのですが、ある時期以降、取引課税ということで有取税と一緒に論じられるようになりました」と述べている。実際、この2つの税の税率は、平成8年度改正ではともに引き下げられ、その後は状況判断に委ねられていた。しかし、バブル崩壊後としては好調を取り戻していた景気も、両税の見直し時期の平成10年ころになる

とアジア経済危機に見舞われ、再びマイナス成長へと落ち込む。そうした中で、平成11年度改正ではともに廃止されることになる。

以上、平成8年度改正に至る背景について当時主税局長であった薄井の口述によって探った。公益法人課税、地価税、土地譲渡所得課税、有価証券取引税及び取引所税を取り上げたが、そのいずれも当時の社会や経済を反映して、それらに応じるべく税制の見直しが図られていったことがわかる。土地課税や証券税制はまた、長期にわたって低迷する経済の中で土地や有価証券などから成る資産への課税をどのように行っていくべきかという、長い目を持って考えるべき問題を投げかけていると言ってよいであろう。

〔注〕

- 1) 薄井信明・元主税局長口述記録。

3 平成8年度の税制改正に向けた政府税制調査会答申¹⁾

平成8年度税制改正の背景に続いて、政府税制調査会の「平成8年度の税制改正に関する答申」を見ていくことにする。答申はまず「今後の展望と取組み」という節を設け、これまでの税制改革の流れ、経済社会構造と税制などについて触れた後、財政の現状について述べている。既に武村蔵相が平成7年11月に財政危機宣言を行っていることを指摘したが、この点に関して次のように記している。

当面する平成8年度の国の財政事情については、去る11月14日に大蔵省が公表した資料（「平成8年度財政事情」）によれば、次のように指摘されている。

- (1) 平成7年度税収は、補正後予算額を3兆円程度落ち込むと見込まれるとともに、これを土台とする平成8年度税収は、7年度当初予算額を下回ると見込まれる。一方、これまで予算編成過程で財源対策として講じてきた様々な工夫も限界に突き当たりつつある。
- (2) その結果、歳出歳入ギャップは10兆円を上回るものとなり、平成8年度予算編成において特例公債を発行せざるを得なくなるなど、我が国財政は、平成2年度予算において15年間に及ぶ特例公債の発行から脱却して以来、

再び構造的に容易ならざる事態に立ち至っている。

答申は続けて、こうした厳しい財政事情の下に、次のような平成8年度改正の基本的考え方を示している。

基本的考え方

- (1) 平成8年度税制改正の検討に当たり、先ず、最近の経済状況をみると、所得減税の先行実施や累次の経済対策の実施等により、景気はこのところ明るい面も見られるようになってきているが、依然として足踏み状態にあり、なお予断を許さない状況にある。

財政事情については、足許（平成8年度）には既に巨額の歳出入ギャップがある上に、将来的には財政収支不均衡が常態化する懸念すらあることは、前述したとおりである。

- (2) 平成8年度税制改正の検討における主要な論点は、このような経済・財政の諸事情の下、前述のような税制改革の流れを踏まえつつ、当面の経済状況への対応という課題にどう応えるかということであった。

これについては、当調査会としては、来年度の我が国経済についてその回復を確実なものとしていくとの観点から、制度の基本を崩すことなく、真に効果的なものに焦点を絞って、税負担の調整ないし軽減を図ることもやむを得ないと考える。ただし、その場合でも、これまでの税制改革の流れや現下の財政事情等を勘案すれば、講じうる措置には自ずと限度があり、慎重に見極める必要があると考える。

なお、ある程度明るさが見えてきた経済状況を考えると、更に積極的な財政政策を採ることは慎重であるべきではないかとの意見があった。

- (3) さらに、累次の答申で指摘しているように、平成8年度税制改正においても、引き続き課税の適正・公平の確保に積極的に取り組むべきことは、言うまでもない。
- (4) 以下、個別具体的に検討状況を述べることとするが、意見の集約をみた事項については、政府において平成8年度税制改正事項としてとりまとめることを期待するとともに、それ以外の事項については、当調査会において、更に引き続き、検討を深めることとしたい。

答申はこのように述べ、経済状況が依然として足踏み状態にあること、及び、

財政事情は非常に厳しくなっていることを指摘している。その上に「来年度の我が国経済についてその回復を確実なものとしていくとの観点から、制度の基本を崩すことなく、真に効果的なものに焦点を絞って、税負担の調整ないし軽減を図ることもやむを得ないと考える」としている。これは、具体的には平成8年度の所得税の特別減税を認めることを含意している。すなわち、答申は基本的考え方に続けて、「現下の経済状況は前述のとおりであり、景気回復を今後確実なものとしていく必要があるとの判断から、財政事情が逼迫している状況下ではあるが、平成8年度においても特別減税を継続することはやむを得ないものとする。ただし、この特別減税の継続のための財源は、いずれは国民の税負担により賄われるべきものであることに十分留意すべきである」としている。

個別税目として、法人課税、土地税制、金融・証券関係税制、課税の適正・公平の確保、納税者番号制度、その他（消費課税、相続税の取得価額課税の特例）を挙げている。細部にわたるところは省略して、そのポイントを記す。

法人課税については、「中長期的には消費税率の引上げによって法人課税の実質的な負担を軽減すべきではないかとの意見もあったが、基本的には、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという方向に沿って検討することが適当であるとする」としている。その上で、「具体的な論点としては、例えば、租税特別措置、引当金、減価償却、費用・収益の計上基準、資産の評価方法、地方の法人課税のあり方などが考えられる」としている。

土地税制では、「土地税制改革後の土地を巡る状況変化に対応して、土地の保有・譲渡・取得の各段階にわたる税負担のあり方を全般的に見直し、一定の調整を行いうる余地があるものと考えられる。もとより、この調整は、「土地の公共性」を基礎とする現行土地税制の基本的枠組みを逸脱しない範囲内において行われるべきものであることは改めて言うまでもない」として、地価の下落を踏まえて土地税制の見直しが必要であることを認めている。

地価税については、「土地保有に関する負担の公平を確保するとともに土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じた適切な負担を求める役割を果たすために導入された税である。現在、固定資産税が負担調整措置を講じている結果、土地の資産価値に応じた負担を求めていることを考えると、地価税が基本的枠組みを変えずに引き続きその役割を果たす」としている。

していく必要がある」と政府税制調査会としての言わば公式見解を述べている。その上に立って、「なお、地価税は地価高騰を抑えるための政策税制であり、地価が下落した現在、廃止すべきであるとの意見もあった。これに対し、このような状況においても地価税は堅持すべきであるとの意見があった」として、地価税の在り方について政府税制調査会内でも両論が並立していたと述べている。

土地譲渡所得課税については、「(1) 逡増する保有税負担とのバランスを総合的に考えれば譲渡益課税の負担を軽減・調整する余地がありうるのではないかと、(2) 取引ごとの譲渡益の規模が縮小したことにより、これまでと同程度の税負担を求めなくても資産格差の是正に資することになるのではないかと考えられる。以上の事情を総合勘案すれば、土地譲渡益課税については、「土地の公共性」を基礎とする現行制度の基本的枠組みを逸脱しない範囲内において、一定の調整を行いうる余地があるのではないかと考える」として、地価の下落をもっと反映するように負担軽減を図るべきだと主張している。

金融・証券税制については、「株式市場活性化のためには、有価証券取引税を一時的に停止すべきではないかとの意見があった。これに対して、有価証券取引税の軽減が株価や出来高にどの程度の影響を及ぼすのか必ずしも明らかではないといった意見があった。また、主要な海外の証券市場並みの取引コストを実現し、証券市場の空洞化を防止する観点から有価証券取引税を軽減ないし廃止すべきではないかとの意見がある。諸外国の例をみると、株式について取引段階での課税が行われている国がかなりあるとともに、取引課税のほかに譲渡益課税や保有課税を組み合わせるとれた課税が行われている」と述べ、有価証券取引税には賛否両論があり、直ちに軽減ないし廃止の結論とはならないと論じている。

株式等譲渡益課税については、「基本的には総合課税を目指すべきではあるが、納税者番号制度を含め株式取引の把握体制が整備されていない現状にあっては、現行の分離課税方式を前提として、その適正化について検討する必要がある」と述べ、分離課税をベースとした改善を求めている。この背後には、源泉分離課税を廃止し、申告分離課税に一本化することが念頭にあると思われる。

課税の適正・公平の確保では、オウム真理教のサリン事件に対して高まる人々の批判を踏まえて次のように述べている。「一部の公益法人等の活動につ

いて世論の批判があるが、当調査会としては、各公益法人等が課税上の特典を享受していることを十分自覚するとともに、主務官庁が適時適切にその業務運営等の適正化を図ることを強く期待したい」として、公益法人の指導は主務官庁が行うべきであるとしている。これは、「公益法人等のあり方に関連して、目的外の活動や政治献金等をした場合には課税できないか、非課税措置を課税当局の承認制に改められないか」という点に関しては、「宗教法人だけを他の公益法人等から切り離して課税上厳しい取扱いをすることは、現行の法体系上困難であり、また主要諸外国においても、その例はない」からであるとしている。

そのほか、酒税についての言及もなされている。蒸留酒については日本の課税方式の是正を求めてEU、アメリカ及びカナダが世界貿易機関（WTO）に提訴し、紛争解決小委員会において検討がなされていることが記されている。発泡酒についてはビールとの負担の均衡に留意しつつ、課税の在り方を見直すべきだとしている。

〔注〕

- 1) 本項の記述は、税制調査会「平成8年度の税制改正に関する答申」（平成7年12月）によっている。

4 平成8年度の税制改正の内容¹⁾

政府税制調査会の答申を踏まえて、平成8年1月12日に閣議決定された「平成8年度税制改正の要綱」は、「当面の経済状況等を踏まえ、平成8年においても所得税の特別減税を継続して実施するとともに、土地税制、証券税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずること」としている。その内容は、上で検討した政府税制調査会の答申の具体化を図ったものである。

所得税の特別減税は、平成7年分と同様の仕組みで、「平成8年分所得税額の15%相当額（ただし上限額5万円）」を控除するものである。これによって、所得税と個人住民税を合わせた減税額は、平成7年分と同じく、制度（恒久）減税3.5兆円、特別減税2兆円であり、これは平成6年分の特別減税額と同額と見込まれている。

土地税制では、地価税と土地譲渡益課税の軽減が図られた。地価税は、税率が0.3%から0.15%に引き下げられた。ただし、資本金1億円超の法人に係る定額控除額が改正前の10億円から資本金10億円超の法人では5億円、資本金1億円超10億円以下の法人では8億円へと引き下げられた。土地譲渡益課税は、個人の（所有期間5年超の）長期保有の場合、譲渡益が4000万円以下の場合、税率は32.5%（所得税25%、住民税7.5%）から26%（所得税20%、住民税6%）へと引き下げるなど負担の軽減が行われた。法人でも同様に（所有期間2年以下の）超短期では、分離課税の税率を30%から15%に、それを超える（所有期間2年超5年以下の）短期保有では追加課税分の税率を20%から10%に、（所有期間5年超の）長期保有では追加課税分の税率を10%から5%に引き下げた。

証券税制では、薄井主税局長の説明のところで記したとおり、平成8年度と平成9年度間の株券等の譲渡に係る有価証券取引税を0.3%から0.21%に引き下げた。同時に同時期の上場株式等の譲渡に係るみなし譲渡利益率を5%から5.25%に引き上げた（これによって、分離課税率は1%（ $= 5\% \times 20\%$ ）から1.05%（ $= 5.25\% \times 20\%$ ）となる）。

公益法人等への課税では、小規模法人（年間収入5000万円以下の法人）を除き、収支計算書を税務署に提出する特例措置が導入されることになった。消費税では簡易課税のみなし仕入率の細分化が行われ、課税の適正化が図られた。発泡酒についてはビールとの税率格差の是正が図られた。そのほか、租税特別措置の整理合理化が行われた。

こうした改正による増減収見込額は次のとおりである。

表 1-9-1 平成8年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度	平年度
1 平成8年分所得税の特別減税	△14,050	△14,050
2 地価税の税率の引下げ等	△1,640	△1,620
3 有価証券取引税の税率の特例等	△650	△650
4 課税の適正化等	130	440
5 その他の租税特別措置の改正	130	200
合計	△16,080	△15,680

(備考) 1 上表には、特別会計に係るものを含む。

2 上表のほか、登録免許税の特例による減収額は1480億円と見込まれる。

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「平成8年度予算特集」第529号 41ページ。

〔注〕

- 1) 大蔵省『財政金融統計月報』「平成8年度予算特集」第529号 35ページ、福田進「平成8年度税制改正について」(『ファイナンス』平成8年2月号) 20-24ページ。